

[教室型]平成28年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
塾代助成事業について	-	塾代助成事業の対象となる各家庭に対して、事業についての周知はされていますか。	平成28年度は、事業の対象となるご家庭に限らず、大阪市内に居住している中学生がいるすべての家庭にご案内を郵送し、事業の周知を行っています。
交付申請について (「塾代助成カード」の交付を希望される方)	-	塾代助成カードの申請から交付まで、どれくらいの期間がかかりますか。	塾代助成カードの申請は毎月末日を締切日としており、不備等がなければ申請の翌々月にカードを郵送いたします。 交付された月の翌月分から、カードの利用が可能です。
交付申請について (「塾代助成カード」の交付を希望される方)	-	利用希望者が交付申請書類を紛失した場合は、どうすればよいですか。	再発行して郵送いたしますので、運営事務局へ直接問い合わせさせていただくよう利用希望者へお伝えください。
交付申請について (「塾代助成カード」の交付を希望される方)	-	塾代助成カードの交付対象となる所得制限限度額を教えてください。	扶養親族等の数によって異なるため一概にはお答えしかねます。 専用ホームページに所得制限限度額表を掲載していますので、ご確認ください。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	教材費について、「塾代助成カード」が利用できるかどうか、運営事務局に都度確認する必要がありますか。	いいえ、必要ありません。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	-	「塾代助成カード」を新たに交付された利用者は、カードを提示するタイミングによっては、交付される前月分のサービスの費用にもカードを利用できますか。	新たに交付された「塾代助成カード」には利用開始月が設定されており、その月より前に提供されたサービスの費用には利用できません。 例えば12月10日は11月分のカード利用期間内ですが、12月利用開始のカードを提示されても、11月分の利用受付をすることはできません。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	塾代助成カードを初期費用に利用する際、複数の月に分割して利用することはできますか。	塾代助成カードを利用しない生徒にも初期費用の分割払いを認めているのであれば、受付可能です。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.02	「塾代助成カード」の再交付手続きには何日かかりますか。	1週間程度かかります。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	-	「塾代助成カード」は、利用者の手元に届いた日から利用できますか。	はい、ご利用いただけます。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	-	各月の「塾代助成カード」の利用内容は、利用者について、どのように通知されますか。	サービス利用月の3ヶ月後の15日頃に、利用先の事業者とカード利用額を記載した利用明細を郵送します。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	8月から取扱い開始となりますが、以前から「塾代助成カード」を持っている利用者は7・8月の2ヶ月分(2万円)を利用することはできますか。	7・8月利用分の残額がある利用者であれば、8月分としてその利用者の残額を上限に利用することが可能です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.14	生徒が塾を欠席した等の理由で、預かった「塾代助成カード」を1週間以内に返却できない場合はどうしたらよいですか。	やむを得ない理由がある場合は、「塾代助成カード」を厳重に保管のうえ、次回の授業等の際に必ず返却してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.05、P.29	塾代助成カードの利用受付は毎月行う必要がありますか。	月謝などの各種支払いが発生する際には、塾代助成カードの利用意思を確認し、毎回利用受付を行ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.05、P.29	パソコンを用いずに塾代助成カードの取扱いを行う場合、利用者コードや利用者パスワード、セキュリティコードを最初に聴取すれば、利用者から毎月カードの提示を受けなくてもよいですか。	パソコンを用いる、用いないに関わらず、塾代助成カードは毎月提示を受けてください。パソコンを用いずにカードの取扱いを行う場合は、利用者パスワードについても毎月提示を受ける必要があります。

[教室型]平成28年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	5月取扱い開始事業者として登録されましたが、いつから利用受付を行うことができますか。	説明会後より受付いただけます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	月謝が1万円を超える場合は、月謝から1万円を差し引いた金額を利用者へ請求すればよいですか。	はい、そのように取扱ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	塾代助成カードの利用が停止されている場合、事業者にはそのことがどのようにわかるのですか。	パソコンを用いて塾代助成カードの取扱いを行う場合は、カードをICカードリーダーにタッチした際にエラーメッセージが表示されます。 パソコンを用いない場合は、事業者が運営事務局に代行依頼書を送信した後、運営事務局から連絡いたします。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	ICカードリーダーはWindows10には対応していますか。	はい、対応しています。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	パソコンを利用して塾代助成カードの取り扱いをする場合、Internet Explorer以外のインターネットブラウザを使用しても問題ないですか。	インターネットブラウザはInternet Explorer8.0以上を推奨しています。 それ以外のブラウザを使用した場合、正しく動作しないことがありますのでご注意ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	Adobe Flash Playerがインストールされていなくても、パソコンを用いた請求事務を行うことは可能ですか。	パソコンを用いた請求事務を行うには、Adobe Flash Playerが必要です。 Adobe Systems社より無料でダウンロード可能ですので、インストールをお願いします。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	パソコンを用いずに塾代助成カードの取り扱いをする予定ですが、今後パソコンを用いる取扱いに切り替える場合、ICカードリーダーを貸与してもらえますか。	はい、その際は運営事務局までご連絡ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.07	塾代助成カードの当月分の残高について、どのように確認することができますか。	パソコンを用いて請求事務を行う場合は、カードをICカードリーダーにかざすと利用者情報が表示され、カード残高が確認できます。 パソコンを用いない場合は、FAX送信していただいた代行依頼書をもとに運営事務局で残高を確認し、残高不足の場合は運営事務局から事業者様へご連絡します。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08、P.30	各種費用にかかる消費税については、どのように取り扱えばよいですか。	塾代助成カードは消費税込みで月額10,000円まで利用可能です。 各種費用については消費税込みの金額で利用受付を行ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.21	請求一括確定処理を行った場合、大阪市からの支払いは親事業者の口座へ一括振込みとなるのですか。	請求一括確定処理を行った場合でも、大阪市からはそれぞれの教室の登録口座へ支払います。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.29	同一事業者で複数教室を登録している場合、「代行依頼書」は1枚にまとめて作成してもよいですか。	いいえ、1枚にまとめた作成はできません。同一事業者であっても「代行依頼書」は教室ごとに作成し、送付してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.31	「代行依頼書」のFAX送信は、運営事務局の営業時間外に行ってもよいですか。	はい、かまいません。ただし、その場合は必ず翌営業日に運営事務局へ送信確認の電話をしていただくようお願いします。

[教室型]平成28年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.10	塾代助成カード利用通知書は、領収書の代わりになるものとして利用者に手渡す必要があるのですか。	塾代助成カード利用通知書は領収書の代わりにはなりません。利用明細や塾代カードの残高を通知するためのものです。利用者には、口頭または塾代助成カード利用通知書にてカード残高を通知してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	塾代助成事業について、教室から生徒に周知してもよいですか。	はい、是非お願いします。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	利用者が退会し、「塾代助成カード」の受付を中止する場合、運営事務局への連絡が必要ですか。	運営事務局への連絡は不要です。最終月分までの利用受付を行っていただければ結構です。
その他	①共通編 P.10	参画事業者用ページから変更手続きができるのはどの項目ですか。	「参画事業者登録申請書 補足書類 変更届」(運用様式第6号)の内容については、参画事業者用ページから変更手続きが可能です。登録申請書の内容を変更する場合は、「大阪市塾代助成事業参画事業者登録申請内容変更届」(第16号様式)を郵送にてご提出ください。
その他	①共通編 P.08	事業者パスワードは後日通知してもらえるのですか。	お送りしている受理決定通知書に、パスワード通知票も同封しています。紛失した場合は運営事務局までお問い合わせください。
その他	①共通編 P.09	事業者パスワードの変更手続きは本日以降いつ行ってもよいですか。	はい、結構です。
その他	②教室型 P.01	塾代助成カードの利用者がいなくなった場合、ICカードリーダーを返却しなければなりませんか。	いいえ、参画事業者としてご登録いただいている間は、利用者がいなくてもICカードリーダーを返却していただくことなく結構です。また利用者がいらした際にお使いください。
その他	-	塾代助成事業に関して問い合わせしたい場合、運営事務局へ直接訪問して対応してもらうことは可能ですか。	いいえ、できません。運営事務局の所在地は、セキュリティの関係上非公開となっています。お問い合わせはコールセンターでのみ受け付けています。
その他	-	通塾している生徒から「塾代助成カード」の申請手続きについて質問を受けた場合、どのように対応すればよいですか。	お分りの範囲でお答えいただければ助かりますが、ご不明な点は運営事務局まで問い合わせるようご案内ください。